

平成24年第4回定例会

(12月12日)

一般質問資料

(1回目)

自由民主党千葉市議会議員団
向 後 保 雄

平成24年 第4回定例会（12月12日）

二回目から一問一答

通告時間：30分

自由民主党千葉市議会議員団の向後保雄でございます。
す。

1 スポーツ・レクリエーション祭について

はじめに、スポーツ・レクリエーション祭についてお伺いいたします。

本市には、我が会派の川村議員が会長を務める千葉市レクリエーション協会という団体があり、小松崎議員と私も理事をしておりますが、私は、学生時代に競技ダンスをしておりましたので、生涯ダンスの普及とソシアルダンスの楽しさと更には、介護予防と健康増進のために有効であることを高齢者の皆さんに判ってもらいたくて活動しております。

国においては、平成23年8月にスポーツ振興法を50年ぶりに全面改正したスポーツ基本法が施行され、平成24年3月にはスポーツ基本計画が策定されました。

今回のスポーツ基本法は、スポーツを取り巻く現代的な課題を踏まえ、スポーツに関する基本理念を定めたものであり、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとともに、スポーツが、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うこと」を明らかにしています。

このようなスポーツの役割の重要性に鑑み、本市におきましては、スポーツ振興計画にて「多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しみ、人と街がいきいきと輝き、未来に明るい希望を持つことができる活気に満ちたまちづくり」を目指しており、スポーツ・レクリエーションの振興を大いに期待しているところであります。

さて、本市では、市民がいつでも・どこでも・気軽にできるスポーツ・レクリエーション活動の普及・発展を図るとともに、楽しむことができる祭典として「千葉市スポーツ・レクリエーション祭」が開催され、来年度で20回を迎えます。

本スポーツ・レクリエーション祭は、平成5年に千葉県で開催された「全国スポーツ・レクリエーション祭」を契機に、千葉市独自の祭典として平成6年より、市内各スポーツ・レクリエーション関係者により、企画・運営されてきたとお伺いしております。

国においては、昭和63年から各都道府県持ち回り方式で毎年開催されている、生涯スポーツの一大祭典ある「全国スポーツ・レクリエーション祭」の開催県が決まらずに、平成23年度を持って幕を閉じ、誠に残

念であります。

スポーツ・レクリエーション祭は、勝敗のみを競うのではなく、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しみ、交流を深めることができるものであり、このような祭典が継続できないことは、スポーツ・レクリエーションの振興はもとより、スポーツ基本法の理念である「豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」が実現できないものと考えます。

そこで千葉市スポーツ・レクリエーション祭についてお伺いします。これまでの千葉市スポーツ・レクリエーション祭では、どのような種目に取り組んできたのか。また、本年度の参加者数についてお伺いいたします。

2 ベイサイドジャズ千葉について

次に、ベイサイドジャズ千葉について伺います。

平成10年に1回目が開催され、本年度で15周年を迎えたベイサイドジャズについて、3月の第1回定例会において、15周年を迎えるにあたり行政としてどのようなバックアップができるのか質問をし、要望も述べさせていただきました。

本年度は、6月ごろからイベントが各区で開催され、スーパージャズナイトとして、10月5日には前夜祭コンサートが、ジャズボーカリストの阿川泰子さんを迎えて、千葉市文化センターアートホールにおいて盛大に開催されました。著名なジャズ演奏者やジャズボーカリストが廉価なギャラで参加してくれているのはひとえに、実行委員の一人である大原保人さんのご尽力のたまものと感謝いたします。

そこで、ベイサイドジャズ千葉15周年を迎えて、様々な工夫を凝らしたと思いますが、一つに、千葉市としてこの15周年をどのように総括するのか伺います。二つに、各会場において、アンケートを実施しておりました。私もアンケートを書かせていただきましたが、このアンケートの最後に自由に意見や要望を書くところがありましたが、そこにはどのような市民意見があったのか、そのアンケート結果の概要について伺います。

3 千葉市の中小企業資金融資制度について

最後に、中小企業資金融資制度についてお伺いします。11月の月例経済報告における景気の基調判断は、世界景気の減速等を背景として、また、民主党政権の経済政策の無策ともいえる状況下において、「このところ弱い動きとなっている。」と4ヶ月連続での下方修正となり、景気の先行きについても、当面は弱い動きが続くと見込まれるなど、長引く円高とデフレ経済状況下で、中小企業の経営環境は大変厳しいものとなっております。

企業金融については、全国・千葉県ともに金融機関の貸出残高が前年同月比で増加するなど、企業の資金繰りはおおむね改善しているものの、中小企業にとっては、来年3月末の中小企業金融円滑化法の時限終了の影響もあり、なお安心できる状況にはありません。

こうした状況にあって、中小企業が金融機関からの融資を円滑に受けるためには、企業の正しい財務状況を把握するための正確な財務諸表の作成が必要不可欠となります。現在、財務諸表作成の拠り所となる中小企業向けの会計ルールには、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」による「中小企業の会計に関する指針」と、中小企業団体、金融関係団

体、企業会計基準委員会及び学識経験者が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」が策定した、より簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業の利用が想定された「中小企業の会計に関する基本要領」が存在します。

そして、日本政策金融公庫や複数の地方銀行では、「中小企業の会計に関する基本要領」に従って財務諸表を作成する中小企業に対し、融資利率を優遇する措置を導入しております。

そこで伺います。市の中小企業資金融資制度において、「中小企業の会計に関する基本要領」に従って財務諸表を作成することを要件として、融資利率を優遇する制度を設けているのでしょうか。また、もしそういった制度を設けていないのなら、今後の導入についての見解を伺います。

以上で、私の第1回目の質問を終わります。
当局の明快なご答弁をお願いします。